4.11.9 安全装置 4.11.10 車体関係	(1) 旋回装置	a　ターンテーブル	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		b　旋回ベアリング及び旋回ギヤ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c　旋回減速機	別表第３の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) 架台装置	a　サブフレーム（操作架台を含む。）	①　フレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		b　ジブ受け及びボール受け	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	(3) ペダルロック及びレバーロック		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) アウトリガー	a　ビーム、ビームボックス及びフロート b　ロック及びロックピン	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) 座席 (6) 昇降設備及び滑り止め (7) 表示板		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(8) 下部走行体（トラック式のものに限る。）		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(9) 給油脂		別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.11.11 総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

別表第５　締固め用機械

5.1　ロードローラー及びタイヤローラー

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
5.1.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.1.2 動力伝達装置	(1) 主クラッチ (2) クラッチペダル		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) マスターシリンダー		①　ペダルを反復操作して油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
			②　リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	(4) パワーシリンダー		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) カップリング		アイドリング状態で、異音の有無を調べる。	異音がないこと。
	(6) トルクコンバーター (7) トランスミッション（前後進機を含む。）		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(8) プロペラシャフト (9) デファレンシャル		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(10) ファイナルドライブ	a　チェーン及びスプロケット	①　チェーンの緩みを調べる。	①　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　リンクプレート、ローラー及びピンの摩耗の有無並びにクリップ及び割りピンの欠損及び脱落の有無を調べる。	②　著しい摩耗並びにクリップ及び割りピンの欠損及び脱落がないこと。
			③　スプロケットの歯の損傷及び摩耗の有無を調べる。	③　損傷及び著しい摩耗がないこと。